

仲 裁 判 断

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-AP-2024-011

申 立 人 : X
申立人代理人 : 弁護士 山田 尚史
同 宮本 拓樹

被 申 立 人 : 公益財団法人全日本空手道連盟 (Y)
被申立人代理人 : 弁護士 宗像 雄

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- 1 被申立人が申立人に対して行った、2024年5月2日付けの処分通知書に基づく2024年5月7日から2025年5月6日までの資格停止12か月とする旨の処分決定（以下「本件処分決定」という。）を取り消す。
- 2 仲裁申立料金 55,000 円は、申立人及び被申立人が等分で負担する。

理 由

第 1 当事者の求めた仲裁判断

- 1 申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。
 - (1) 被申立人が申立人に対して行った、2024年5月2日付けの処分通知書に基づく2024年5月7日から2025年5月6日までの資格停止12か月とする旨の処分決定を取り消す（請求の趣旨（1））。
 - (2) 仲裁申立料金は、被申立人の負担とする（請求の趣旨（2））。
- 2 被申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。
 - (1) 申立人の請求を棄却する。
 - (2) 仲裁申立料金は申立人の負担とする。

第 2 事案の概要

2022年4月から5月にかけて、被申立人の審判委員会委員長や世界空手連盟（以下「WKF」という。）レフリーカウンセルなどの国際審判員を務めていた申立人は、プレミアリーグ2022ポルトガル大会からユースリーグ2022キプロス大会（以下「ポルトガル・キプロス大会」という。）に出張した際に、株式会社Aと随意契約を行い、ビジネスクラスを利用した。また、2022年6月にシリーズAカイロ大会（以下「カイロ大会」という。）に出張した際にも、株式会社Aと随意契約を行い、旅程の一部であるカイロ-ドバイ-関西国際空港の移動（復路）の際に、ビジネスクラスを利用した。このうち後者のカイロ大会は、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）の助

成対象事業となっており、2023年11月にJOCより助成金の返還の通知を受け、被申立人から返還が行われた。そこで、被申立人は、申立人に対して、2024年5月2日付けの処分通知書に基づき、被申立人役員等旅費規程（以下「旅費規程」という。）第22条に違反してビジネスクラスを利用したことが、被申立人倫理規程第4条第1項第10号所定の規約違反に該当するとして、申立人の審判としての資格停止12か月を相当とする処分決定（以下「本件処分決定」という。）を行った（甲4の1）。これに対して、申立人は、ビジネスクラス利用については旅費規程第22条違反、倫理規程違反はなく、本件処分決定は規則違反であり、また、資格停止12か月という処分は重きに失し著しく合理性を欠くとして、本件処分決定の取消しを求めたものである。

第3 判断の前提となる事実

両当事者間で争いのない事実、並びに、証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実は、以下のとおりである。

1 申立人について

申立人は、被申立人において、全国組手審判員（資格有効期限2026年3月31日）、全国A級形審判員（有効期限2027年3月31日）及び2級資格審査員の資格（有効期限2025年3月31日）を有するとともに、教士号の称号及び七段位を保有している者であり、スポーツ仲裁規則第3条第2項に定める「競技者等」に該当する。

なお、申立人は、本件のビジネスクラス利用の件が問題となるまでは、WKF及びアジア空手道連盟（以下「AKF」という。）の審判委員会委員（レフェリーコミッション）を務めており、WKFやAKF主催の大会が開催される際、同委員として大会に参加していた。

2 被申立人について

被申立人は、空手道に関する日本国内の統括競技団体である。

3 仲裁合意について

被申立人倫理規程第11条には、「本連盟が決定した処分の内容に対しては、当該処分を受ける者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に上訴を申し立てることができるものとする。」旨の規定があるため、両当事者間には仲裁合意がある。

4 本件処分決定に至る経緯等

(1) 2023年9月20日、被申立人は、JOCからの問合せに応じて、申立人に関する「前審判委員長の不適切経費支出について」と題する不適切に事例に関する調査報告書をJOCに対して発出した（乙1の1）。

(2) 2023年9月27日、被申立人は、助成金の関係で、JOCからの調査報告を求められており、「事前調査」として申立人及び事務担当者であったB（以下「事務担当者」という。）に対するヒヤリングを実施した（甲4の2関係者録取書2～8頁）。

(3) 2023年9月28日、被申立人は、「事前調査」として、被申立人副会長のC（以下

「C 副会長」という。) に対するヒヤリングを実施した (甲 4 の 2 関係者録取書 9 頁)。

(4) 2023 年 9 月 28 日、被申立人は、申立人に関する「前審判委員長の不適切経費支出について (II)」と題する調査報告書を JOC に対して提出した (乙 1 の 2)。

(5) 2023 年 10 月 16 日、被申立人倫理委員会が開催され、申立人に関する不適切経費支出について調査審議が行われた (乙 3 の 1)。

(6) 2023 年 10 月 20 日、被申立人倫理委員会より、申立人に対し、ポルトガル・キプロス大会、カイロ大会の出張に際しての旅費規程違反についての審査の開始と弁明書の提出を求める通知が出された (甲 1)。

(7) 2023 年 11 月 7 日、申立人より、被申立人倫理委員会に対し、弁明書が提出された (甲 2 の 1)。

(8) 2023 年 11 月 15 日、JOC は、被申立人に対して、令和 4 年度競技力向上事業助成金の返還を請求し (甲 4 の 6、乙 2)、同月 17 日、被申立人は交付済みの事業助成金の一部である 46 万 4000 円を返還した (甲 6 の 2 処分決定書 3 頁)。

(9) 2023 年 11 月 22 日、被申立人倫理委員会が開催され、C 副会長のヒヤリングを実施するとともに、申立人に関する不適切経費支出 (旅費規程違反) の審議を行った (乙 3 の 2)。

(10) 2024 年 1 月 23 日、被申立人倫理委員会が開催され、申立人に関する 2 件の倫理規程 (旅費規程) 違反の事実を認定するとともに、12 か月の審判としての資格停止の処分案が確定した (乙 3 の 3)。

(11) 2024 年 5 月 2 日、被申立人倫理委員会は、被申立人会長の D (以下「D 会長」という。) に対し、申立人に関する認定された 2 件の倫理規程 (旅費規程) 違反の事実及び処分案について報告を行うとともに (乙 4)、同日、被申立人第 44 回理事会が開催された。被申立人は、本理事会において、申立人に関する 2 件の倫理規程第 4 条第 1 項第 10 号 (旅費規程第 22 条) 違反の事実を認定するとともに、12 か月の審判としての資格停止の処分決定を行った (乙 5 の 1)。

(12) 2024 年 5 月 10 日、被申立人臨時評議員会において、申立人は評議員であったところ、本件処分決定に伴い解任決議がなされ、同月 25 日、被申立人より申立人に対して解任通知がなされた (甲 13)。

(13) 2024 年 6 月 6 日、被申立人は、申立人に対して、処分期間について「2024 年 5 月 7 日から 2025 年 5 月 6 日の 1 年間」とする通知をした (甲 7)。

第 4 仲裁手続の経過

別紙仲裁手続の経過のとおり

第 5 当事者の主張

1 申立人の主張

(1) 副会長による事前の承諾と特別の事由の存在

旅費規程 (甲 8) 第 22 条第 1 号ハでは、会長、副会長及び専務理事以外の者について「特別な事由がある場合において」「会長が特に必要と認めたとき」は、上級運賃 (ビジネスクラス) を利用することが可能である旨規定されているところ、申立人がポルト

ガル・キプロス大会及びカイロ大会での復路の一部でビジネスクラスを利用したのは、エコノミークラスの席が既に埋まっていたことやビジネスクラス料金(ディスカウントビジネス)の方がエコノミークラス料金(ノーマルエコノミー)より安かったという理由であるから「特別な事由」があるし、会長に代わって実務的な対応を行っていたC副会長からビジネスクラスの利用について事前に承諾を得ていたから、会長の黙示の承諾があり、旅費規程第22条には違反していない(仲裁申立書12頁)。

(2) 事実誤認と規則違反

したがって、特別な事由もC副会長の事前の承諾もなく、ビジネスクラスの利用の事実のみで、旅費規程違反、倫理規程第4条第1項第10号違反とした本件処分決定は、事実誤認(事実認定に誤り)があるとともに、被申立人の制定する規則自体に違反するもので、取り消されなければならない(仲裁申立書14頁)。

(3) 著しい合理性違反

また、万一ビジネスクラスの利用につき会長の黙示の承諾、副会長の明示の承諾があったとは認められないとしても、申立人は旅費規程に沿った手続きがなされていると誤信していたこと、申立人には自己の便宜を図る意図はなかったこと、航空券の料金がノーマルのエコノミー料金よりもディスカウントビジネスの方が安価なものであり、行為態様として悪質なものではないこと、申立人が自己の対応の問題点についても認識して反省の弁を述べ、今後、同様の問題が発生しないよう自己が注意すべき点を示していること(仲裁申立書13頁)、申立人は、一部の区間で2回ビジネスクラスを利用したにすぎず継続性・悪質性はないこと、実質的には経費負担は軽減されているはずであること、故意も私欲を図る意図もなかったところ、本件処分決定においてはこれらの事情が考慮されるべきであるにもかかわらず一切考慮されておらず、資格停止12か月という処分は重きに失し、著しく合理性を欠く(仲裁申立書14頁)。

2 被申立人の主張

(1) C副会長や事務担当者の承諾や特別の事由の存在の有無

C副会長が、2022年4月9日に、申立人より、ポルトガル・キプロス大会への渡航に関し、エコノミークラスの便が埋まっている、ビジネスクラスとファーストクラスしか空いていないとの説明を受けたこともないし、これを受けて、申立人が渡航をする際にビジネスクラスを利用することを承諾した事実もない(答弁書2頁)。また、同年5月4日、C副会長が、申立人に対し、事情によってはビジネスを利用することもやむ無しであろうとの趣旨の話をした事実もないし、これらの点について、C副会長は、この時期に申立人との間で渡航に関する話をしたことはないと明言している(答弁書2頁)。被申立人の事務担当者が申立人よりビジネスクラスを利用することを伝えられていたという事実は知らない(答弁書2頁)。口頭で了承を得たとする申立人の言動も、極めて不自然であるし、今回の航空券の手配は、申立人個人が被申立人の事務担当者を介さず、直接に株式会社Aという旅行会社の担当者で行い、また代金の決済も旅行代理店から請求書が出され、被申立人が所要の金員を旅行代理店に直接支払っており、旅費規程と異なる異例のものであった(被申立人主張書面(1)1~2頁)。しかも、申立人やEの陳述書以外で、申立人の航空券の手配の際の航空券代につき、ビジネス料金よりエコノミー料金が安価であったとか、エコノミーが満席で、ファーストクラスかビジネスクラスしか空席がなかったとの客観的な資料の提出もなされていないので、特別の事由も

認められない。申立人と本件旅行代理店の担当者との間のメールでのやりとりの具体的な内容は、正に「特別の事由」となり得る事情の1つであるにもかかわらず、この点に関する説明を受けることなく C 副会長がその場で了承をすることなど、およそあり得ない（被申立人主張書面（1）3頁）。

（2）被申立人旅費規程違反と倫理規程違反

申立人は、当初から、旅費規程に定められている事項を遵守せず、さらにいえば旅費規程の内容を顧みることなく、独自の判断で、株式会社 A との間で直接航空券の手配等を行うなど、専横的な振る舞いを繰り返していたもので、ビジネスクラスの利用を隠して、旅費規程第 22 条に違反する行為をしたことは、倫理規程第 4 条第 1 項第 10 号に違反するものである。

（3）12 か月の資格停止の相当性

被申立人において保管する資料・記録で、過去に旅費規程をめぐる精算や架空請求等を理由として処分を受けた事例は見当たらない。しかし、申立人に対する資格停止の期間を 1 年と定めるに当たっては、被申立人の倫理委員会及び理事会において、それぞれ慎重な審議が行われ、その決定が行われている。申立人に対しては弁明の機会が付与された（甲 3）が、その弁明の内容は認定された事実は認めないというものであり、また、反省の弁を述べるものでもなかった（甲 5 の 1）。加えて、申立人には、被申立人が被った損失の填補（弁償）する旨の申入れもなかった。上記の事実を踏まえて、倫理委員会においては、申立人については、「1 年のうちの多くの時間をその国際審判業務に費やし日本の空手会の発展や世界連盟における日本の審判員の地位向上に寄与尽力した」との点を有利に勘酌するとしても、申立人が、当時日本の審判を代表する審判委員会委員長という役職であり、また、WKF レフリーカウンセルという国際審判員のなかでも高い地位にあることから、他の審判の模範となるべき立場にあること、「客観性、透明性、高い廉潔性を求められていること」を考慮した結果、資格停止の期間が 1 年と定められ、理事会においても賛成多数で本件処分決定が行われたものであり相当である（被申立人主張書面（4）2頁）。

第 6 争点

本件における争点は、以下のとおりである。

- 1 本件処分決定は、被申立人の制定する規則自体に違反するものか（争点 1）
 - （1）旅費規程第 22 条第 1 号ハに定める「特別の事由」が存在するか
 - （2）旅費規程第 22 条第 1 号ハに定める「会長の承諾」があったかどうか
- 2 本件処分の内容が、著しく合理性を欠くといえるか（争点 2）

第 7 本件スポーツ仲裁パネルの判断

1 判断の基準について

競技団体の決定の効力が争われたスポーツ仲裁における仲裁判断基準として、日本スポーツ仲裁機構の仲裁判断の先例によれば、「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営について一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、

①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができる」と判断されており（JSAA-AP-2003-001号（ウェイトリフティング）、JSAA-AP-2003-003号（身体障害者水泳）、JSAA-AP-2004-001号（馬術）、JSAA-AP-2009-001号（軟式野球）、JSAA-AP-2009-002号（綱引）、JSAA-AP-2011-001号（馬術）、JSAA-AP-2011-002号（アーチェリー）、JSAA-AP-2011-003号（ボート）、JSAA-AP-2013-003号（水球）、JSAA-AP-2013-004号（テコンドー）、JSAA-AP-2013-023号（スキー）、JSAA-AP-2013-022号（自転車）、JSAA-AP-2014-003号（テコンドー）、JSAA-AP-2014-007号（自転車）、JSAA-AP-2014-008号（ホッケー）、JSAA-AP-2015-002号（ホッケー）、JSAA-AP-2015-003号（ボート）、JSAA-AP-2015-006号（バレーボール）、JSAA-AP-2016-001号（自転車）、JSAA-AP-2016-006号（柔道）、JSAA-AP-2020-001号（パラ水泳）、JSAA-AP-2020-003号（知的障がい者卓球）、JSAA-AP-2022-001号（パラバドミントン）等）、本件スポーツ仲裁パネルもこの基準が妥当であると考え。よって、本件においても、上記基準に基づき判断する。

2 請求の趣旨（1）に対する判断

（1）争点1（事実認定の誤り（事実誤認）と規則違反）について

ア 懲戒処分・不利益処分の立証責任と立証の程度についての判断基準

競技団体が懲戒処分・不利益処分をするに当たっては、競技団体が処分対象事実の存在を立証しなければならない。また、その立証の程度について、「合理的な疑いを差し挟まない（Beyond Reasonable Doubt）程度の証明」という刑事事件の証明より軽い、一般民事事件の「蓋然性の比較（Balance of Probability）」「証拠の優越性（Preponderance of the Evidence）」より重く、「相当程度の確信（Comfortable Satisfaction）の証明」が必要であるとした事案がある（CAS 2016/A/4558 *Michell Whitmore v. ISU*、JSAA-AP-2020-003号（知的障がい者卓球）、JSAA-AP-2024-012号（バレー））。本件スポーツ仲裁パネルも、競技団体には「相当程度の確信の証明」が求められると解する。

他方、処分対象事実及びそれが形式的に規定に違反していることにつき、競技団体が「相当程度の確信の証明」の程度の立証を果たした場合であっても、競技者等から、実質的にみれば規定に違反していないとの主張がなされることがある。この場合、実質的には違反していないことを競技者等が立証すべきか、実質的にも違反していることを競技団体が立証すべきか、また、その立証の程度をどのように解するべきか。

この点、刑事事件においては、被告人は争点を形成する責任を負うにとどまり、立証責任を負わない。例えば、正当防衛が成立すると考えている場合、被告人は正当防衛が成立する旨の主張をする責任はあるが、立証責任を負うのは検察官であり、検察官は正当防衛が成立しないことを立証しなければならない。他方、民事事件においては、原告が主張する請求原因事実がすべて認められる場合には、被告は抗弁を主張し、抗弁が成立することを立証しなければならない。もっとも、民事事件ではあるが使用者の労働者に対する懲戒事案においては、懲戒権が契約上の根拠を有するとともに、労働者の法的利益を侵害する可能性をもつことから、原則として使用者側がすべて立証責任を負うが、使用者側の立証責任が果たされた場合にも、正当な内部告発等のケースで、実質的な違法性阻却が問われる場合は、労働者に立証責任が分配されるケースもある（公立大学法

人岡山県立大学ほか事件・岡山地判平 29.3.29 労判 1164 号 54 頁)。

競技団体と競技者等との関係は、処分者と被処分者である点で刑事事件に類似する面はあるが、競技団体の証拠収集能力を捜査機関と同一にとらえることはできない。他方、競技団体は処分者として相応の裁量を有していることや、競技団体の証拠収集能力は、捜査機関と同一ではないとはいえ、競技者等と比較すれば一般的には高いと考えられることからして、民事事件における原告と被告のように全く対等な当事者ととらえることもまた適切でないと考えられる。民事事件ではあるが使用者の労働者に対する懲戒事案においては、対等当事者間関係になく使用者側に立証責任が課されるが、事案によっては立証責任の分配が行われる場合もあり、刑事事件と対等当事者間の一般民事事件との間に位置づけられるともいえる。

そこで、本件スポーツ仲裁パネルは、以上を立証責任の分配における基本的な視座とした上で、各事案において処分の根拠となった規定の趣旨及び規定ぶり並びに処分者と被処分者双方の立証の難易に則し、具体的な立証責任の分配を決定すべきであると考えられる。そこで本件についてみると、処分の根拠規定たる旅費規程第 22 条第 1 号ハによれば、会長、副会長及び専務理事（以下「会長ら」という。）以外は原則下級運賃とされ、上級運賃は例外的に認められるとの規定ぶりになっており、民事事件であれば会長ら以外の者が上級運賃を利用できるとの事実は抗弁に位置づけられる。また会長ら以外の者が旅費規程にのっとり上級運賃で出張しようとした場合、自身で同規程に沿って、特別な事由があることを、根拠をもって説明した上で、会長の許可を取る必要があるのであって、適切な手続きを取っていれば、会長ら以外の者としては、これらの事実を容易に立証できる。以上の点からすれば、本件においては、全くの民事事件と同様に立証責任を分配することは適切ではないにしても、競技団体としては形式的に規定に違反したことを立証すれば、競技団体としての立証責任は果たしたとし、実質的にみれば規定に違反していないとの主張によって利益を受ける競技者等が、実質的には違反していないことにつき立証責任を負うとした上で、競技者等が立証すべき程度につき、互換性のある対等当事者間関係にはないことから、軽減すべき場合があり得ると解する。ただし、その場合でも、少なくとも「証拠の優越性」の程度には立証すべきである。

イ 旅費規程違反の事実の有無

(ア) 形式的な規定違反

旅費規程第 22 条第 1 号では「運賃の等級に区分する航空機による旅行の場合には、次に規定する運賃。イ 会長は最上級の運賃。ロ 副会長及び専務理事は、上級運賃。ハ イ、ロに掲げる者以外の者については、下級運賃（特別の事由がある場合において会長が特に必要と認めるときは、上級運賃）。」と規定されている。本件では、申立人は、上級運賃（ビジネスクラス）を含む旅程で旅行したことを認めている。また、申立人が上級運賃で旅行することにつき、会長が明示的に「特に必要」との判断を示した事実はない。そうすると、申立人が上級運賃で旅行したことは、形式的には、旅費規程第 22 条第 1 号ハに違反しており、被申立人は処分対象事実につき「相当程度の確信の証明」を果たしたといえる。

(イ) 申立人が負う立証責任及び立証の程度

他方、申立人は、ビジネスクラスを利用したことにつき「特別の事由」があり、かつ C 副会長が実質的な決裁権限を有し、その事前の承諾があったことから会長の黙示の承諾があったとして、実質的には旅費規程違反に該当しないと主張している。この点につ

き、被申立人は、選手・監督・コーチなどが海外に派遣される場合には、被申立人事務担当者が旅行代理店担当者と打ち合わせて、航空券や宿泊先の手配を行うことが通例であると主張し、申立人が直接旅行代理店の担当者と直接やりとりして手配することはきわめて異例のことであるとしている。さらに、C副会長には国際審判員である申立人の派遣に関する航空券等の決裁権限はなく、C副会長や事務担当者が事前にビジネスクラスの利用を承諾したことも、エコノミーが取れずにビジネスだったら取れる、ビジネスの方が安価であるなどとの説明を受けたこともないと反論している。したがって、ビジネスクラスを利用したことにつき「特別の事由」があったこと、C副会長が実質的な決裁権限を有し、その事前の承諾があったことにつき、申立人が立証すべきである。

本事案については、申立人は被申立人から株式会社 A への支払に関与しておらず、この点について証拠を有していなかったこと、被申立人は JOC からの問合せに回答するため事実関係を調査し、証拠を収集していたことなどからして、被申立人は申立人に比して証拠に近接していたといえる。そうすると、申立人と被申立人とで同程度の立証を求めることは適当でなく、申立人については立証の程度を軽減し、「証拠の優越性」の程度の立証が求められると解すべきである。そこで、以下、申立人が「証拠の優越性」の程度の立証を果たしたといえるか検討する。

(ウ) 「特別の事由」の有無

申立人は、旅程の一部につき、エコノミークラスが満席であり、ビジネスクラスの方が安価でかつ予約可能であったと主張している。しかしながら、申立人代理人山田尚史弁護士からの照会に対して、株式会社 A からは、価格の変動があるため、利用航空会社に問い合わせても、当時の航空機の座席の空席状況や運賃について調査も確認もできないとの回答がなされた(甲 22 の 2)。すなわち、エコノミークラスが満席であったことや、ビジネスクラスの方が安価であったことについて、客観的証拠はない。

また、株式会社 A の E が作成して申立人に送付したメールには、ポルトガル・キプロス大会については復路も含めすべての旅程につき「CLASS:ECONOMY」との記載があり(甲 2 の 2)、カイロ大会については「エコノミーディスカウントご利用」との記載があるのであって(甲 2 の 4)、エコノミークラスが満席であることや、ビジネスクラスであれば予約できることなどの記載はみられない。E は、これらメールの送信後にエコノミークラスが満席であること、ビジネスクラスの方が安価で予約可能であることなどが判明したと説明するのであるが(甲 2 の 7)、申立人にこれら事情を説明したメールその他の証拠はない。

特に申立人は、2019 年頃から WKF の国際審判員として頻繁に活動しており、被申立人の調査結果でも、株式会社 A との随意契約により 2 年間で 15 件、総額 9,893,650 円の旅行代金が支払われているのであって、被申立人から多額の派遣費用を支出してもらうことで国際的に高い地位や信頼を得ている立場にある。本件の 2 件の出張においても、ポルトガル・キプロス大会では航空券の見積額が 295,900 円であったのに対して請求額は 587,000 円と 2 倍近くとなっており、カイロ大会では、選手団の航空券の請求額が 75,000 円であったのに対して申立人の航空券の請求額は 442,500 円と相当に高額であった(甲 4 の 5)。申立人は、エコノミークラスが満席であること、ビジネスクラスの方が安価で予約可能であることにつき、E にメールなど文書での説明を求めることは可能であったはずであり、上記のように被申立人の費用負担により国際的地位を得てきたことからすれば、後日の説明や立証のために、そのような慎重な対応をするべきであっ

たといえる。そうすると、エコノミークラスが満席であること、ビジネスクラスの方が安価で予約可能であることについてメールその他の証拠がないことを、申立人に不利に認定しても、申立人に酷とはいえない。

さらに、Eは、申立人の出張に関する被申立人からの問合せに対して、すべての旅程につきエコノミークラスを利用した旨の、事実とは異なる説明をした。この点、Eは、大学関係者等が公的資金によって出張する場合にエコノミークラス利用の原則があることを付度し、申立人に無断でそのような説明をしたと供述している（甲2の7）。しかしながら、申立人に無断で、被申立人に対して虚偽の説明をする動機は見当たらないのであって、Eの供述を直ちに信用することはできない。むしろ、Eが虚偽の説明をしたことは、ビジネスクラスの利用が被申立人の規定に違反している可能性をEが認識していたことを窺わせる事情であり、ひいては、申立人とEとが意を通じて、規定違反の事実を隠蔽しようとしたことをも疑わせるところである。

他方で、被申立人の事務担当者は、申立人がすべてエコノミークラスを利用したのか、一部ビジネスクラスの利用があったのかにつき、航空券の半券の提出を求めるなどしてチェックすることが不可能ではなかったと考えられる。しかしながら、短期間に選手も含め相当人数の海外出張の手配をしなければならないなど、事務担当者が大量の事務を処理しなければならない可能性を考慮すると、事務担当者ひとりでビジネスクラスの利用の有無をチェックすることは事実上困難であったものというべきであろう（甲4の1）。事務担当者の事務処理に不十分な点があったとしても、そのことを申立人に有利に解釈することはできない。

そうすると、申立人やEの供述のみをもって、旅程の一部につきエコノミークラスが満席であったこと、ビジネスクラスの方が安価であり予約可能であったことにつき、「証拠の優越性」の程度の立証がなされたと認定することはできない。したがって、「特別の事由」は認められない。

(エ) 黙示の「会長の承諾」の有無

申立人は、ビジネスクラス利用につきC副会長から「仕方ないね」といわれるなどして事前の承諾を得たとして（承諾を得たとする具体的な日時や場所も特定している。）、会長の黙示の承諾があったと主張している。

この点、C副会長は、事前の承諾につき「一切なかった」と明確に否定しているものの、申立人が指摘する日時での会話や記憶は必ずしも定かではなく、供述内容が変遷したほか、申立人の海外出張に関する決裁権限の主張についても一貫性を欠き、曖昧さが残った（C副会長証人尋問）。

しかしながら、申立人がC副会長から承諾を得るに当たり、どの旅程につきビジネスクラスを利用するのか、必要となる費用がどうなるのかといった具体的な事情を説明したり、ビジネスクラス利用が必要であることを示す資料を提供したりしたとの主張は、申立人からもなされていない。C副会長にビジネスクラス利用に関する事実上の決裁権限があったと仮定した場合、申立人から、旅程も費用も示されずに、ビジネスクラス利用が必要になったとの抽象的な口頭説明を受けただけで、C副会長が漫然と「仕方ないね」などと承諾を与えることは不自然な対応であるといわざるを得ない。

また、申立人とC副会長とはラインのやりとりが可能な関係にあるにもかかわらず（甲11）、申立人がビジネスクラス利用につきC副会長に承諾を求めたり、C副会長がこれに承諾を与えたりしたやりとりも残されていない。

そうすると、ビジネスクラス利用につき C 副会長から事前の承諾を得たとの申立人の主張を直ちに信用することはできず、「証拠の優越性」の程度に立証がなされたと認めることはできない。したがって、C 副会長による事前の承諾を前提とする黙示の「会長の承諾」も認められない。

ウ 小括

以上のとおりであって、被申立人は、申立人がビジネスクラスを利用したことが旅費規程に形式的に違反することにつき、「相当程度の確信の証明」の程度に立証を果たしたといえる。他方、申立人は、実質的には旅費規程に違反していないとの主張につき、「特別の事由」及び黙示の「会長の承諾」のいずれについても「証拠の優越性」の程度に立証を果たしたとはいえず、実質的に旅費規程に違反していないことを立証したとはいえない。そうすると、申立人が出張の一部でビジネスクラスを利用したことは、旅費規程第 22 条第 1 号ハに違反しており、同様の認定をした被申立人倫理委員会及び理事会の判断に、事実誤認はない。

また、こうした事実認定を基に、被申立人倫理委員会及び理事会が、申立人の行動が倫理規程第 4 条第 1 項第 10 号所定の「本連盟が定める規約に違反する言動」に当たり、「本連盟関係者の処分に関する内規」別表 8 が掲げる「不適切な経済的利益を直接受領した」に当たるとして、これに準じて申立人を処分したことは、被申立人の制定した規則に基づいている。本件処分決定が被申立人の制定した規則に違反するとは認められない。

(2) 争点 2 (著しい合理性違反) について

ア 著しい合理性違反の有無の考慮要素

スポーツ仲裁における懲戒処分、不利益処分の事案では、処分対象行為の程度と処分との均衡を重視する例がみられる（違反行為の程度に比べて処分が重すぎることを指摘した事例として JSAA-AP-2014-003 号（テコンドー）がある。CAS 先例としては、違反行為に対して処分が明らかに相当性を欠くとか、著しく不均衡性を欠く場合に変更がなされるとしたものとして CAS 2016/A/4595 Al Ittihad Saudi v. FIFA、CAS 2018/A/5863 Al Arabi SC v. Anouar Kali & FIFA が、違反の性質、責任及び損害と処分との比例を挙げるものとして CAS 2018/A/5770 Luciano Rossi v. ISSF が、違反者の政治的地位、スポーツ界における地位に応じて違反者に求められる高潔性の程度と処分との比例を挙げるものとして CAS 2022/A/8694 Novica Toncev v. Football Association of Serbia、CAS 2022/A/8695 Stanislav Toncev v. Football Association of Serbia がある。)

また、違反行為をした他の者に対する処分との均衡などの比例原則を重視する例もみられる（違反行為への関与の程度にかかわらず同一の処分が行われている点で比例原則違反の疑いが存すると指摘した事例として JSAA-AP-2003-001 号（ウェイトリフティング）がある。)

さらに、被申立人のガバナンス体制のあり方が処分対象行為の原因の 1 つとなった場合に、そのことを著しい合理性違反の考慮要素とする例もみられる（被申立人が、選手に対して適切な配慮をしておけば、処分対象行為が防げた可能性があったと指摘した事例として JSAA-AP-2018-008,011 号（バドミントン）がある。)

一般企業において旅費を不正受給した社員に対する懲戒事例に関する近年の裁判例としては、不正受給の懲戒事由該当性を認めながら、他社員との処分の均衡性の要素を重視し、また、「旅費支給事務に杜撰ともいえる面がみられる」として会社のガバナ

ス体制のあり方等を考慮して、懲戒権濫用により懲戒を無効とした例がある（日本郵便（北海道支社・本訴）事件（札幌高判令 3.11.17 労判 1267 号 74 頁）。上告審でも高裁判決が維持されている（最高一小決令 4.6.23）。）。

本件の被申立人が定めた「本連盟関係者の処分に関する内規」においても、「対象となる事案に対する処分は、相当性の原則から、その行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することにする。」（第 4 条第 2 項）と相当性、比例原則が定められ、さらに「処分内容を決定するに当たっては、対象となる事案の態様や加害者と被害者との関係性、結果の重大性、被害者の心理的負荷・スポーツ活動等への影響、日頃のスポーツ活動等における態度等も含め情状その他の考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮することとする」（同条第 3 項）とされている（甲 10）。

そこで、以下、申立人の違反行為の程度と処分との均衡、申立人に対する処分と違反行為をした他の者に対する処分との均衡、及び被申立人のガバナンス体制のあり方等を考慮して、本件処分決定が著しく合理性を欠くか否かを検討する。

イ 本件での処分内容の相当性と比例原則

(ア) 申立人の違反行為の程度と処分との均衡

申立人の違反行為は、2 件の海外出張の一部旅程において、規程上認められないビジネスクラスを利用したというものである。すでに触れたとおり、申立人は 2019 年頃から WKF の国際審判員として頻繁に活動しており、被申立人の調査によれば 2 年間で 15 件の出張をしている。時期をさかのぼれば出張の回数はさらに多かったと考えられる。申立人は、多数回に上る出張のうちのわずか 2 回につき（しかも全旅程ではなく一部の旅程にすぎない）、1 階級高い座席を利用したにすぎない。申立人は、被申立人から多額の派遣費用を支出してもらうことで国際的に高い地位や信頼を得ている立場ではあるが、裏を返せば、申立人が派遣先で審判として公正に活動してきたことは、被申立人の WKF における地位の向上に貢献したということもできる。他方、本件処分決定による資格停止期間（12 か月）は、「本連盟関係者の処分に関する内規」別表 8 に準ずるものではあるが、同内規には「実際の処分決定に当たっては、別表の処分内容を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めることとする。」（第 4 条第 5 項）との規定もあるところであり、申立人の出張の回数と違反行為の回数との比較や、被申立人に対する貢献の程度も、「個別の事案に応じた適切な処分」の決定のために考慮されるべきである。そうすると、わずか 2 回のビジネスクラス利用という違反行為と、12 か月という短くない期間につき資格停止として申立人に不利益、不名誉を課すこととは、均衡を欠いていると指摘せざるを得ない。

(イ) 被申立人のガバナンス体制のあり方

後述するとおり、被申立人のガバナンス体制のあり方が、違反行為をした他の者に対する処分との均衡に関連するため、先に被申立人のガバナンス体制のあり方につき検討する。

申立人に対する処分を検討する被申立人倫理委員会の審議においては、「手続きに疑問が残る」「一連の行為、事前の申請、事後報告、費用の請求などはどうなっているのか」（乙 3 の 1）、「理事会に倫理委員会として金銭出納のチェック体制を適正に運用していただきたいという意見をあげる」「全空連として今後同じ事案が再発しないように、組織としての対応を考える」（乙 3 の 2）など、被申立人における旅費規程をめぐる事

務処理体制やガバナンス・コンプライアンスの問題が指摘されていた。

被申立人からの JOC に対する 2023 年 9 月 28 日付報告書でも、今回の問題点として「(1) 特定の人の中で、発注→発券→(請求書による) 支払事務を容認し、結果としてチェック機能が働かない体制になってしまった。(2) 長期間同一業務(立場)に携わる中で『勘違い』が芽生えてこの芽を摘み取れなかった。(3) 東京 2020 大会での空手道競技採用を通じ、拡大した外部活動に対し、内部体制が追い付いていなかった。」ことを挙げ、再発防止策として「(1) 事務担当窓口の交代(2023.2 実施)、海外渡航に関わる事務手続き一切をベテラン事務員が一手に引き受けてきた体制を改めた。本件は、この交代を機に疑義の声が上がり、体制整備・調査を進めていく中で判明した。」としており、被申立人自身が、ガバナンス体制に問題があったことを認めている(乙 1 の 2)。

さらには、2023 年 11 月 24 日、申立人の旅費規程違反、倫理規程違反がまさに調査審議の対象となりつつある最中に、C 副会長から、申立人に対して、「D 会長が貴殿の今までの功績を考えて直接話したいとおっしゃっています。そこで勝手に申し訳ございませんが 12 月 1 日、13 時、虎の門の霞が関ビルの会長事務所でお話ししたいとのことです。このことは何人にも他言無用に願います。」「会長は絶対悪いようにはしません。」「会長の趣旨は貴殿に会って功労者として今回の案件について、可能な限り軽くなれないか思案しておられるのです。」「会長は倫理委員会で決定する前に貴殿に会いたいとおっしゃっておられます。」などでのラインのやりとりがなされている(甲 11)。

C 副会長は、本件スポーツ仲裁パネルでの審問において、この点について聞かれると、ラインのやりとりがあったことは認め、申立人の功績・貢献に対する会長の心遣いによる「武士の情け」だったと述べている(C 副会長証人尋問)。このような事実からも、いかに被申立人に組織的としてのガバナンス・コンプライアンス意識が欠けているかが如実に示されている。

そうすると、被申立人のガバナンス体制に問題があったことが本件の遠因となっているといわざるを得ない。この点は、著しい合理性違反の有無の判断に当たって、申立人に有利に考慮されるべき事情である。

(ウ) 違反行為をした他の者に対する処分との均衡

上記のとおり、被申立人のガバナンス体制に問題があったにもかかわらず、会長や C 副会長などの執行部の責任が問われた形跡はない。申立人が、多数回の海外出張のうち 2 回でビジネスクラスを利用したという旅費規程違反の行為により 12 か月の資格停止処分を受けたことと比較すると、あまりにも均衡を失っている。

また、本件において事務処理やチェックを行うべき立場にあった事務担当者(2023 年 3 月末で定年退職した。)については、申立人と株式会社 A との直接交渉を容認していたこと、その結果、申立人によるビジネスクラスの利用を阻止できなかったことが服務規律違反であるとしつつ、懲戒処分ではなく、会長からの「厳重注意」とする措置が取られた(被申立人主張書面(6) 2 頁、乙 5 の 1)。申立人には、要職にあり地位が高いことを理由に 12 か月の資格停止処分を課しながら、長年海外出張の事務処理に関わり、十分な内部チェック体制、出張管理体制をとってこなかった事務担当者には懲戒処分ではなく「厳重注意」とするのは、同じ旅費規程違反に深く関わっている当事者間で、取扱いが均衡を失っていると指摘せざるを得ない。

ウ 小括

以上のとおりであって、①申立人の違反行為と本件処分決定とが均衡を失っているこ

と、②被申立人のガバナンス体制に問題があったことが本件の遠因となっていること、③ガバナンス体制につき責任を負うべき執行部が処分を受けていないことと申立人に対する本件処分決定とが均衡を失していること、④旅費規程違反に深く関わっている事務担当者については懲戒処分ではなく「嚴重注意」にとどまったことと申立人に対する本件処分決定とが均衡を失していることを考慮すると、被申立人が申立人に対する12か月の資格停止処分は、比例原則に反して重きに失している。そうすると、本件処分決定は著しく合理性を欠くと判断せざるを得ない。

3 請求の趣旨(2)に対する判断

以上のように、本件スポーツ仲裁パネルは、主文第1項の結論に達した。しかし、審問期日における申立人及び被申立人からの主張・反論、証人及び本人の尋問結果、申立人側の国際審判員や評議員などの要職を占める立場や責任の重さ、被申立人のガバナンス・コンプライアンス体制の不備などを総合的に考慮し、双方に一定の責任があることを指摘せざるを得ない。

したがって、本件スポーツ仲裁パネルは、スポーツ仲裁規則第44条第3項に基づき、仲裁申立料金の半額を申立人と被申立人に等分に負担させるのが相当であると判断した。

第8 結論

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

以上

2025年3月7日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 棚村 政行

仲裁人 岡本 大典

仲裁人 池永 知樹

仲裁地：東京

仲裁手続の経過

1. 2024年9月18日、申立人は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）に対し、「仲裁申立書」「委任状」「被申立人倫理規定」「証拠説明書」及び書証（甲1～14）を提出し、本件仲裁を申し立てた。
2. 同月19日、機構は、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第15条第1項に定める確認を行った上、同条項に基づき申立人の仲裁申立てを受理した。
同日、申立人は、機構に対し、「仲裁人選定通知書」を提出した。
3. 同年10月1日、被申立人は、機構に対し、「委任状」及び「仲裁人選定通知書」を提出した。
4. 同月2日、両当事者が提出した「仲裁人選定通知書」を基に、申立人選定仲裁人として岡本大典を、被申立人選定仲裁人として池永知樹を選定し、それぞれ「仲裁人就任のお願い」を送付した。
同日、岡本大典は、仲裁人就任を承諾した。
5. 同月8日、池永知樹は、仲裁人就任を承諾した。
6. 同月9日、機構は、岡本仲裁人及び池永仲裁人に対し、「第三仲裁人選定のおお願い」を送付した。
7. 同月10日、岡本仲裁人及び池永仲裁人は、機構に対し、「第三仲裁人選定通知書」を提出した。
同日、被申立人は、機構に対し、「答弁書」を提出した。
8. 同月11日、機構は、「第三仲裁人選定通知書」に基づき、棚村政行を第三仲裁人として選定し、「第三仲裁人就任のおお願い」を送付した。
同日、棚村政行は、第三仲裁人就任を承諾し、棚村政行を仲裁人長とし、岡本大典及び池永知樹を仲裁人とする、本件スポーツ仲裁パネルが構成された。（当事者への通知は同月15日）
9. 同月17日、本件スポーツ仲裁パネルは、答弁書の内容について追完する主張書面の提出について、「スポーツ仲裁パネル決定（1）」を行った。
10. 同月23日、被申立人は、機構に対し、「主張書面（1）」を提出した。
11. 同月24日、機構は、仲裁専門事務員として井上毅を選定し、「仲裁専門事務員就任のおお願い」を送付した。
同日、井上毅は、仲裁専門事務員就任を承諾した。（当事者への連絡は翌25日。）
12. 同月31日、申立人は、機構に対し、「証拠説明書」及び書証（甲15）を提出した。
同日、被申立人は、機構に対し、「主張書面（2）」「証拠説明書」及び書証（乙1の1から乙2）を提出した。
13. 同年11月5日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人に対し被申立人の主張に対する反論の主張書面の提出、被申立人に対し書証の追完について、「スポーツ仲裁パネル決定（2）」を行った。
14. 同月14日、被申立人は、機構に対し、「主張書面（3）」「証拠説明書」及び書証（乙3の1から乙6の2）を提出した。

15. 同月 15 日、申立人は、機構に対し、「第 1 主張書面」「証拠説明書」及び書証（甲 16、甲 17）を提出した。
16. 同月 28 日、本件スポーツ仲裁パネルは、被申立人に対し主張及び書証の補充、申立人及び被申立人に対し人証の要否等について、「スポーツ仲裁パネル決定（3）」を行った。
17. 同年 12 月 9 日、被申立人は、機構に対し、「主張書面（4）」「証拠説明書」及び書証（乙 7 の 1 から乙 8）を提出した。
18. 同月 13 日、申立人は、機構に対し、申立人本人及び証人 2 名の「尋問申請書」を提出した。
19. 同月 24 日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人申請の 3 名の人証の採用及び審問期日等について、「スポーツ仲裁パネル決定（4）」を行った。
20. 2025 年 1 月 16 日、本件スポーツ仲裁パネルは、審問期日の日時場所について、「スポーツ仲裁パネル決定（5）」を行った。
21. 同月 22 日、本件スポーツ仲裁パネルは、採用した証人 1 名について被申立人からの主尋問申請の要請に関し、「スポーツ仲裁パネル決定（6）」を行った。
22. 同月 23 日、被申立人は、機構に対し、「スポーツ仲裁パネル決定（6）」に応じ、証人 1 名の「尋問申請書」を提出した。
23. 同月 27 日、申立人は、機構に対し、「第 2 主張書面」「証拠説明書」及び書証（甲 18 の 1 から甲 22 の 2）を提出した。
同日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人及び被申立人に対し、仲裁人 1 名が急病のため仲裁人 2 名で審問期日に対応することの諾否について、「スポーツ仲裁パネル決定（7）」を行った。
同日、申立人及び被申立人は、仲裁人 2 名で審問期日に対応することに同意した。
24. 同月 28 日、被申立人は、機構に対し、「主張書面（5）」を提出した。
25. 同月 29 日、本件スポーツ仲裁パネルは、仲裁人 2 名で審問期日に対応することについて、「スポーツ仲裁パネル決定（8）」を行った。
26. 同月 30 日午後 3 時より、本件スポーツ仲裁パネルは、審問期日を JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 会議室（東京）にて開催した。
27. 同月 31 日、本件スポーツ仲裁パネルは、被申立人に対する主張の補充及び追加の書証の提出並びに審問終結時期について、「スポーツ仲裁パネル決定（9）」を行った。
28. 同年 2 月 4 日、被申立人は、機構に対し、「主張書面（6）」、「証拠説明書」及び書証（乙 9）を提出した。
29. 同月 7 日、本件スポーツ仲裁パネルは、本件の審理を終結した。
30. 同月 27 日、本件スポーツ仲裁パネルは、本件の仲裁判断の発出時期を伸長する旨の「スポーツ仲裁パネル決定（10）」を行った。

以上

以上は、仲裁判断の謄本である。
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
代表理事（機構長） 沖野 眞己
（公印省略）